

令和8年4月以降に入札公告等を行う工事から

入札時に入札金額内訳書の提出が必要です

～建設業法・入契法に基づく労務費の内訳提出義務への対応～

令和8年4月

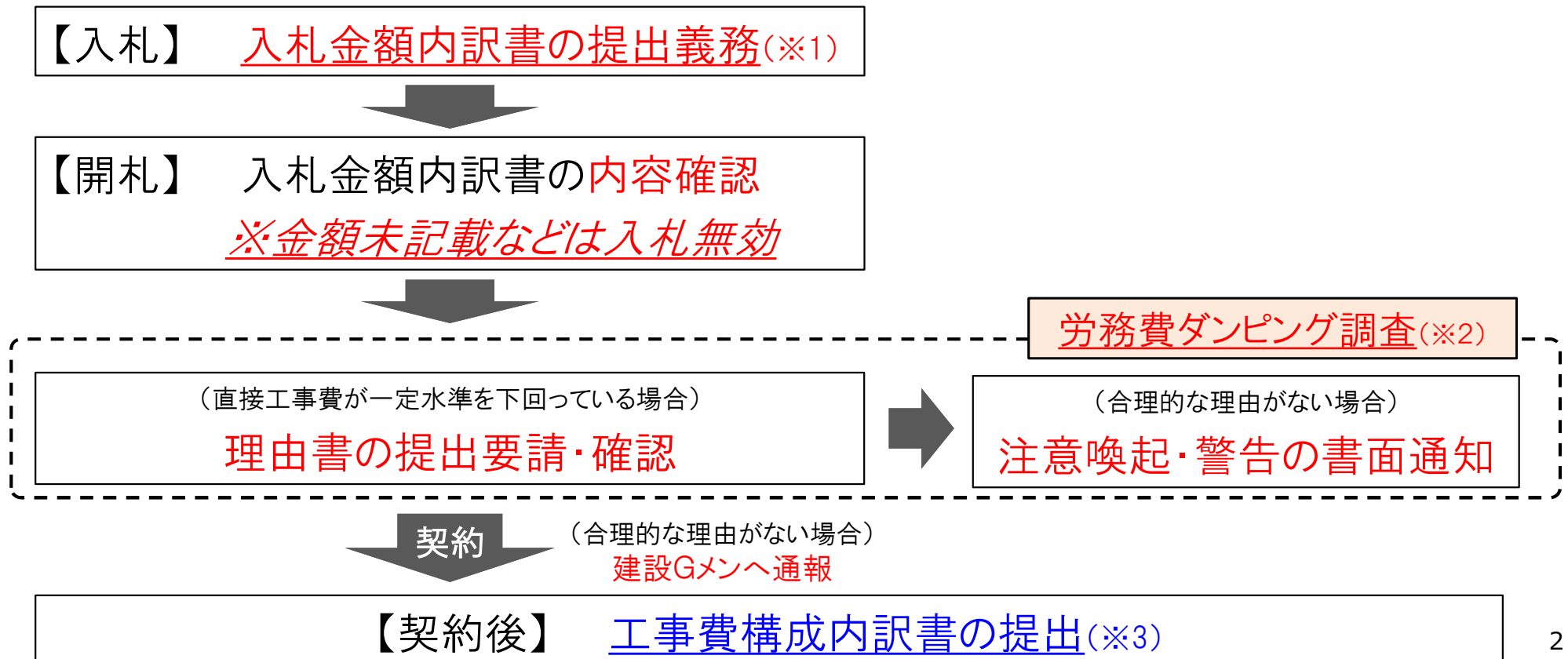
あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 令和8年4月以降の手続きフローについて
2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査
 - (1) 法令改正
 - (2) 入札金額内訳書の提出
 - (3) 労務費ダンピング調査
3. 工事費構成内訳書
 - (1) 法令改正
 - (2) 工事請負契約書の変更
 - (3) 工事費構成内訳書の内訳項目の変更

1. 令和8年4月以降の手続きフローについて

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月の法令改正により第三次・担い手3法が成立しました。
- 公共工事においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)第12条及び第13条の規定により、入札参加者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出(※1)し、発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置(※2)を講じることとなりました。
- また、建設業法改正に伴い、受注者が提出する「工事費構成内訳書」の内訳項目が変更(※3)となります。



2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(1) 法令改正

- 令和6年6月に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、入契法第12条及び第13条の規定より、入札参加者は、材料費・労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者は提出された書類内容の確認等、必要な措置を講じなければならないこととなりました。

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

- 入契法第13条に規定されている提出された書類(入札金額の内訳)の内容の確認方法の1つが「労務費ダンピング調査」であり、国土交通省から、対象となる内容の概説や、具体的な実施方法について纏められた「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月)」が制定され、東日本高速道路株式会社においても、これに準拠し、労務費ダンピング調査を実施します。

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

- 東日本高速道路株式会社では、令和8年4月1日以降に入札公告等を行うの工事から、全ての入札参加者に対し、入札時の提出書類として、新たに「入札金額内訳書」の提出を求めます。
- 内訳として求める内容としては、入契法施行規則第1条で規定されている以下の5項目です。
 - ①材料費
 - ②労務費
 - ③現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額
 - ④労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)
 - ⑤建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)

[入札金額内訳書]

工事件名)		入札者名 株式会社〇〇〇〇		
工種・種別・細別	単位	数量	金額	
直接工事費	式	1	円	
うち材料費	式	1	円	
うち労務費	式	1	円	
共通仮設費(積上計上及び率計上の計)	式	1	円	
現場管理費	式	1	円	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	円	
うち建退共制度の掛金	式	1	円	
一般管理費等	式	1	円	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	円	

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

■ 各項目の記載内容について

① 材料費及び② 労務費

・材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、算出が煩雑であることが想定されることから、任意項目として記載してください。

・労務費については、積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を必須項目とし、市場単価方式や標準単価方式(その他の物価本掲載の価格も含む)により積算した労務費は分離して算出することに多大な労力を要するため、任意項目として記載してください。

[入札金額内訳書へ記載する内容]

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃借料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

■各項目の記載内容について

③現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額

・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分を対象としてください。

[参考]令和8年4月現在の各法定保険料率(東京)

	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料(※1)	9.85%	4.925%	4.925%
介護保険料(※2)	1.62%	0.81%	0.81%
子ども・子育て拠出金	0.23%	0.23%	(負担なし)
厚生年金保険料	18.3%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.75%	1.10%	0.65%
		16.215%	

※1 都道府県によって料率が変わります。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※3 料率は都度変更されます。所管官庁のホームページで確認できます。

<法定福利費の計算方法>

▶労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

⇒労務費総額×法定保険料率(事業主負担額)

▶労務費の算出が困難なケース

⇒工事費×工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

▶下請企業から提出された見積書等を活用するケース

⇒(下請Aの法定福利費)+(下請Bの法定福利費)+...

<法定保険料率の調べ方>

雇用保険料 ⇒ 厚生労働省HP:「[雇用保険 保険料率](#)」で検索

健康保険料&介護保険料 ⇒ 全国健康保険協会HP:「[健康保険 保険料額表](#)」で検索

厚生年金保険

&子ども・子育て拠出金 ⇒ 日本年金機構HP:「[厚生年金 保険料額表](#)」で検索

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

■ 各項目の記載内容について

④ 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)

・直接工事費、共通仮設費及び現場管理費に含まれている安全衛生経費を対象としてください。各費用に含まれている安全衛生経費の例としては以下のものが挙げられます。

- ▶ 直接工事費: 足場・土留め等の仮設物、仮囲い、交通規制における交通誘導警備員 など
- ▶ 共通仮設費: 安全費に含まれる内容全般、営繕費における火薬庫、現場環境改善費における照明器具 など
- ▶ 現場管理費: 安全訓練等に要する費用 など

※安全衛生経費の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月)」2-2表4をご参照ください。

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

■各項目の記載内容について

⑤建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)

・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を記載してください。

⇒下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合

⇒入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「0円」又は「-」と記載してください。

⇒入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合

⇒入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(2) 入札金額内訳書の提出

■ 留意事項

[入札金額内訳書]

工事件名)				入札者名	株式会社〇〇〇〇
工種・種別・細別	単位	数量	金額		
直接工事費	式	1		円	
うち材料費	式	1		円	
うち労務費	式	1		円	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1		円	
現場管理費	式	1		円	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1		円	
うち建退共制度の掛金	式	1		円	
一般管理費等	式	1		円	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1		円	

・「金額未記載」「項目の欄なし」は、入札を無効として取り扱う。

・市場単価方式を活用している等で算出が困難な場合は「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように記載すること。

「算出不能」、「計上不可」等の金額以外の記載とした場合は入札を無効として取り扱う。

○土木工事において、直接工事費の費用は、別に提出する「単価表」における単価表の合計金額から、共通仮設費（積上計分）を除いた金額としてください。

○金額未記載の項目がある場合、又は様式間違い等による項目の欄がない場合は入札を無効として取り扱います。

○金額算出が困難で全てを計上できない場合は、「算出不能」、「計上不可」等その旨が分かるように、一部のみしか計上できない場合は〇〇円（一部のみ計上）等その旨を記載し、計上可能な分のみ記載してください。

○法定福利費の事業主負担額については、「算出不能」、「計上不可」等の金額以外の記載とした場合は入札を無効として取り扱います。

○建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「0円」又は「－」と記載してください。

2. 入札金額内訳書の提出及び労務費ダンピング調査

(3) 労務費ダンピング調査

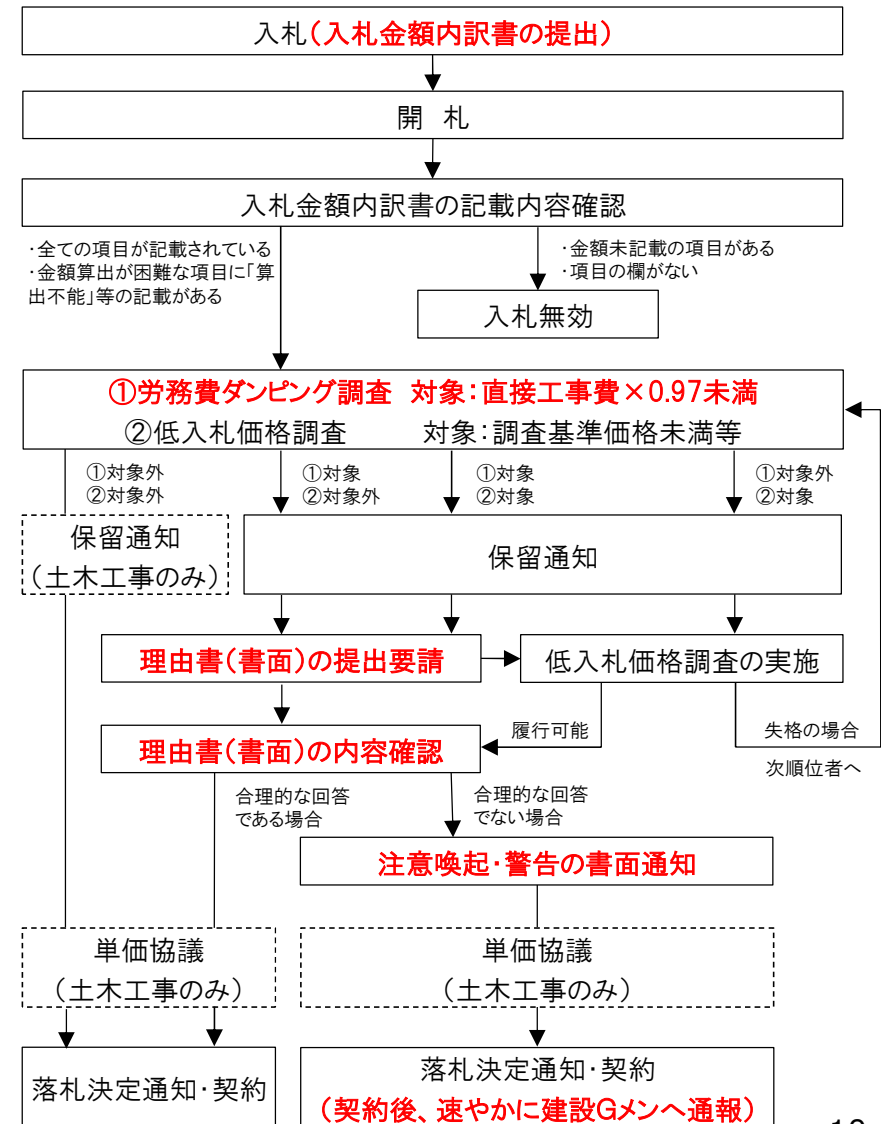
➤ 東日本高速道路株式会社では、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事(契約制限価格400万円(税込み)未満及び随意契約を除く)から、落札予定者に対し、入札時に提出した入札金額内訳書の内容について、労務費ダンピング調査を行います。

➤ 調査方法として、記載されている直接工事費が「一定水準」以上であるかどうかの確認を行い、下回っている場合には理由書の提出を求め、理由の確認を行います。なお、理由書の提出にあたり、低入札価格調査も対象となった場合は、低入札価格調査資料の提出と併せて求めることとします。

一定水準: 契約制限価格における直接工事費の97%

➤ 合理的な回答が得られなかった場合の対応として、合理的な理由なく労務費を削減してはならない等の注意喚起・警告の通知を行ったうえで、建設業法第40条の4に基づき、建設Gメンへの通報を行います。

[労務費ダンピング調査 実施フロー]



3. 工事費構成内訳書について

(1) 法令改正

- 令和6年6月の建設業法の改正に伴い、第20条第1項にて受注者は請負契約締結に際し、材料費や労務費等の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されました。
- これを受け、公共工事標準請負契約約款では、請負代金内訳書に明示する項目がこれまでの法定福利費(事業主負担)に加え、材料費や労務費等についても内訳明示する項目となりました。

【建設業法】

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

【公共工事標準請負契約約款】

第三条第二項 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

3. 工事費構成内訳書について

(2) 工事請負契約書の変更

- 当社においても、公共工事標準請負契約約款の変更に伴い、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事の工事請負契約書における工事費構成内訳書に関する内容(第3条)が変更となります。

令和8年4月1日以降

第3条第2項 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

令和8年3月31日まで

第3条第2項 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3. 工事費構成内訳書について

(3) 工事費構成内訳書の変更

➤ 令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事から、工事請負契約書第3条の規定に基づき受注者が提出する「工事費構成内訳書」の内訳項目は以下のとおり変更となります。

	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日以降
工事費構成内訳書における内訳項目	○法定福利費の事業主負担額	○材料費【追加】 ○労務費【追加】 ○法定福利費の事業主負担額 ○安全衛生経費【追加】 ○建設業退職金共済制度の掛金【追加】

➤ 工事費構成内訳書における各項目の記載内容については、「2. 入札金額内訳書の提出」における各項目の記載内容(P5～P8)のとおりです。

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共済制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。